

仕様書

- 1 案件名 防犯カメラ（庁舎用）（浪速区役所生活支援課） 増設
- 2 概要 浪速区役所庁舎（5 階生活支援課）内の映像が記録できるよう、防犯カメラを増設し、既設の録画機・モニターに接続する。
- 3 設置場所
大阪市浪速区敷津東 1－4－20 浪速区役所 5 階
※¹カメラ設置場所図面は別紙 1 参照
※²カメラ各設置場所の詳細及び撮影方向イメージは別紙 2 参照
※³既設の録画機・モニターは別紙 3 参照
- 4 納入期限 令和 7 年 10 月 31 日（金）

5 納品内容

内容	数量	備考
防犯カメラ（ドーム型 IP カメラ）	1 台	屋内設置用 既設の録画機・モニターに接続するために必要な取付金具、各種ケーブル等接続部品含む。

6 仕様

（1）防犯カメラ（ドーム型）

基本性能	夜間の赤外線撮影時を除き、カラー映像で撮影できること。
形状・構造等	・ IP カメラ ・ ドーム型 ・ レンズ一体型（バリフォーカルレンズ）で、庁舎内の天井に取付けできること。 ・ 画角調整ができること。
保護等級	IP64 以上
画素数	400 万画素以上
撮像素子	1/2.8 型以上 CCD、CMOS、MOS 相当で鮮明な画像が得られること。
その他	既設の録画機（ND9326P1SV40）、モニター（32UR500K-B）に対応するもの。
参考	既設のモニターに空 CH 有り。 現在使用の防犯カメラの型式：CNM3CDZ1

7 納入・設置

- (1) 防犯カメラの設置に当たっては、配線の引込作業も行い、既設の録画機、モニターと接続し使用できるようにすること。
- (2) 契約後、速やかに納品物の仕様と取扱説明書（日本語）を提出し、設置場所の詳細な設置方法及び設置日程を受注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 設置場所は、別紙1のとおりとするが、詳細については別途協議し、発注者の指示に従って設置すること。
- (4) 設置作業では防犯カメラの取り付けから調整等まで行い、初期設定をしたうえで完了とすること。
- (5) 設置作業完了後は納品書に加え、映像データの再生、保管等の各機能の動作状況、撮影した画像写真（カラー）、外観写真、確認日を記載した「機能確認報告書」を作成し、書面にて提出すること。なお、様式は問わない。
- (6) 設置作業時は、従業員は統一の腕章または胸章等により、従業員であることが識別できるようにすること。
- (7) 設置にあたっては諸法令を厳守すること。
- (8) 本件履行に伴う必要物品（取付金具、各種ケーブル等接続部品）や設置作業時の道具等は、全て受注者の負担とする。
- (9) 不良品であることが判明した場合は速やかに代替品と交換すること。なお、交換にかかる費用は受注者の負担とする。
- (10) 本件履行に伴って諸物品、建造物等に破損・紛失などの損害を与えた場合や第三者に損害を与えた場合には、受注者が速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、発注者は一切の責任を負わないこととする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

8 保証

本件で納入した全ての製品は、納品・設置から1年間を保証期間とし、その間で通常使用の範囲での故障・不具合があった場合には受注者が無償で対応し、必要に応じて修理・交換を行うこと。なお、修理受付窓口は国内に有しているものとする。

9 機密保護

- (1) 本件で納入する防犯カメラは、不特定多数の個人の映像データを記録することが可能であるため、そのデータ管理は厳格に行う必要があることをよく認識して作業を行うこと。
- (2) 本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し、一切外部に漏らしてはならない。

10 その他

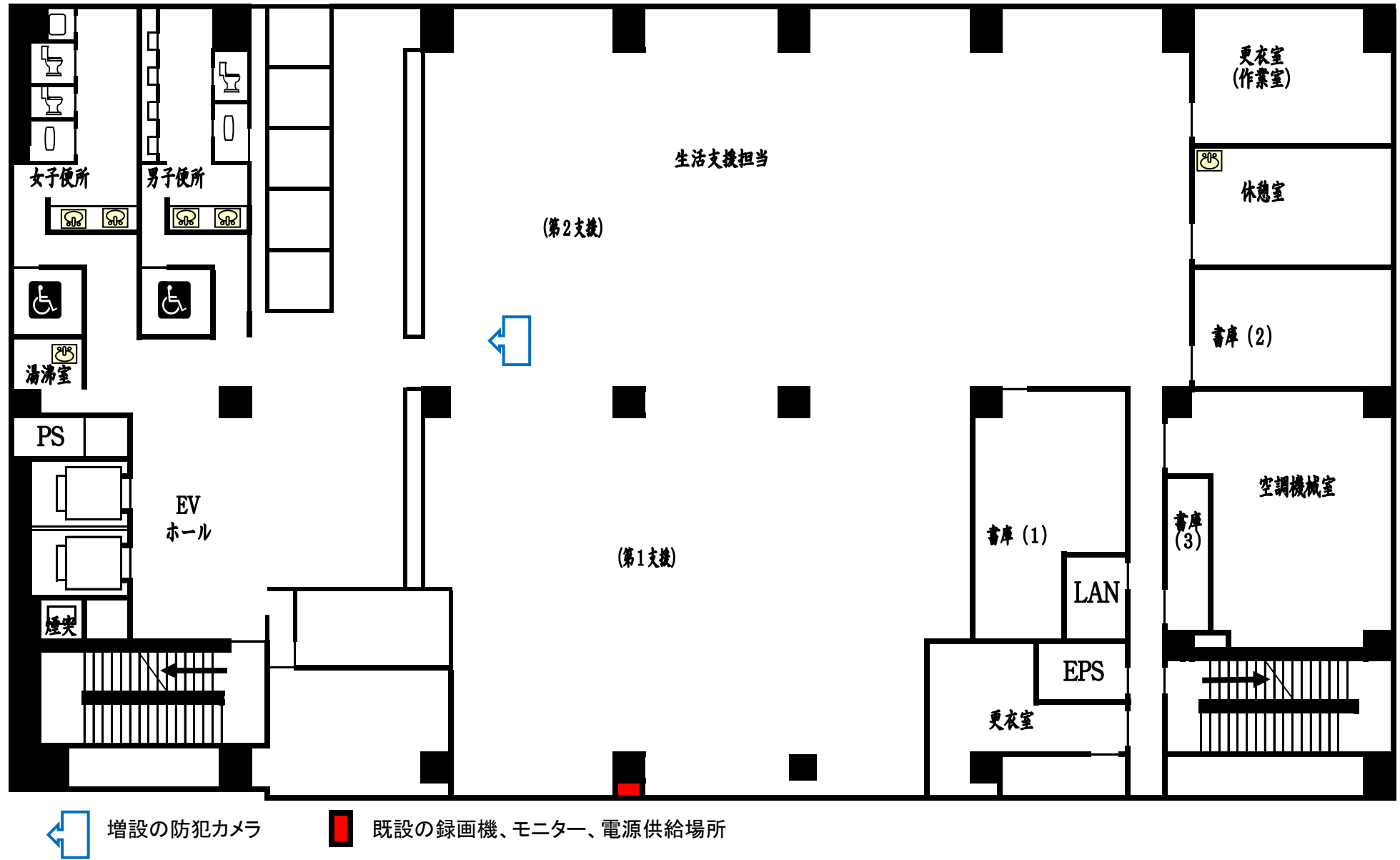
- (1) 見積金額には、設置作業費等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (2) 見積に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定方法によりよく質し、その内容を熟知した上で見積すること。質問期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 防犯カメラ及び画像確認の操作方法について、操作マニュアルもしくは取扱説明書を用いて発注者に対し説明すること。日時は協議のうえ発注者が決定する。
- (4) 契約締結後、すみやかに発注者へ単価の分かる内訳明細書を提出すること。

11 事業担当

浪速区役所生活支援課

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20 5階 51 番窓口

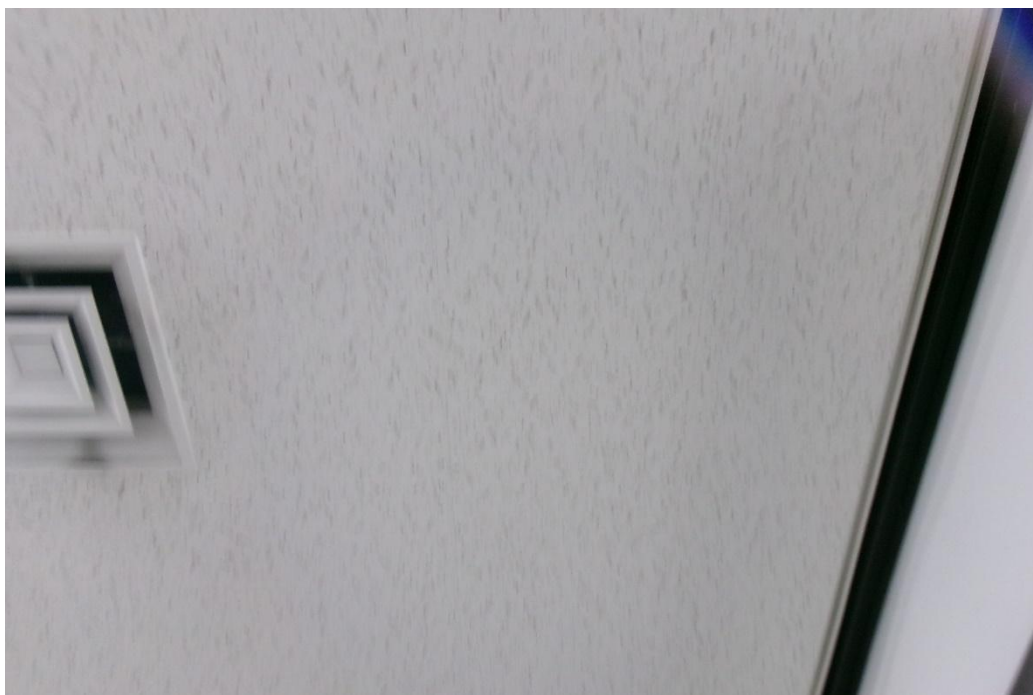
電話：06-6647-9870 FAX:06-6633-8272



詳細については別途協議し、発注者の指示に従って設置すること

設置場所及び撮影方向イメージ

設置場所



撮影イメージ



既設の録画機、モニター

録画機 (ND9326P1SV40)、モニター (32UR500K-B)



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者（大阪市浪速区役所総務課）又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者（大阪市浪速区役所総務課）は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること